フロー図②　いじめ重大事態発生時の対応の流れ　　町田市教育委員会指導課　　２０２３．３．２３版

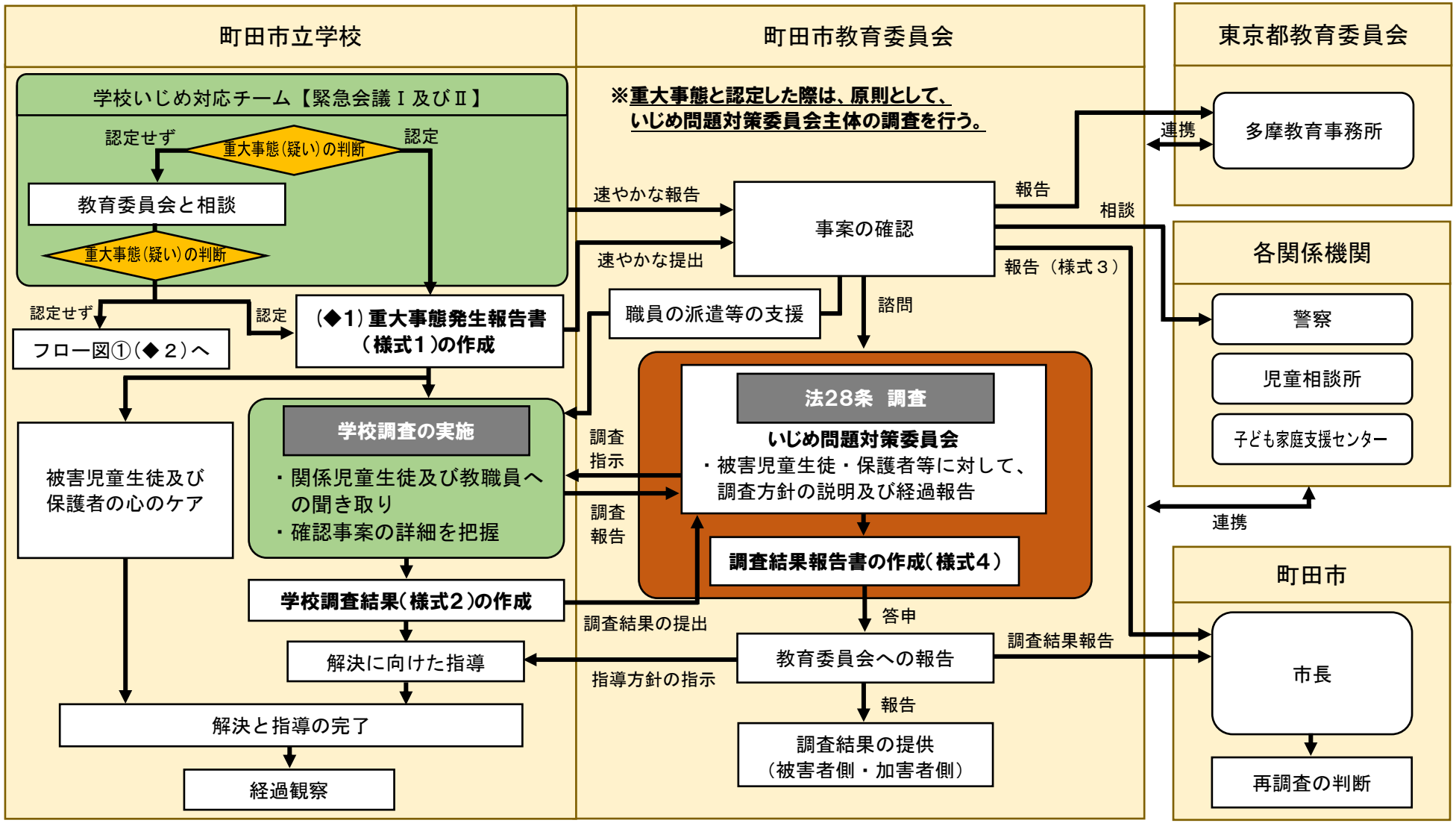

【重大事態とは】（法２８条）
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン P.4）
○　被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。